

容量市場業務マニュアル 長期脱炭素電源オークション ペナルティ・容量確保契約金額対応 編（案）に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	対象箇所	ご意見	回答
1	第2章 実需給期間前から発生するペナルティ	市場退出時の経済的ペナルティについて、制度適用年度以降のすべての年度（２０年間）において契約電源による供給力の提供が一部不可となり期待容量を減少させ一部市場退出したい場合、２０年間の各年度において１０％の経済的ペナルティとなるか、それとも１年分の１０％の経済的ペナルティとなるかご教授いただきたい。	市場退出時の経済的ペナルティは、容量確保契約約款第12条第1項に基づき、以下の経済的ペナルティを、退出時に単年度分を1回のみ科します。 ・経済的ペナルティ＝ 市場退出した電源の容量×契約単価※×１０％ ※ 物価・金利変動等に伴う補正後の値 ご意見を踏まえ、『業務マニュアル 電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務 編』の第3章「市場退出」に、その旨を追記いたします。